

資格関係の手続（新旧対照表・SSC版）【令和7年12月1日までの経過措置期間中】

事務の内容		現行（令和6年12月1日まで）	令和6年12月2日～同7年12月1日	備考
資格取得	組合員(新規採用) 【マニュアル1】	SSCに組合員資格取得届の入力をする。 支部は組合員証を作成して所属所へ送付⇒所属所は申請者に交付	手続は変更なし 【変更点】短期の「資格確認書」を交付(全員)⇒医療保険のデータベースに資格情報の登録が完了した後、「資格情報のお知らせ」を交付(全員)⇒長期の「資格確認書」を交付(マイナ保険証を保有しない者のみ)	組合員は、速やかに個人番号の登録が必要 登録完了までの期間は、人により異なる
	被扶養者(認定申告) 【マニュアル2】	SSCに被扶養者認定申請をする。 支部で審査後、被扶養者証を所属所へ送付⇒所属所は申請者に交付	手続は変更なし 【変更点】組合員と同じ	
資格喪失	組合員 【マニュアル3】	SSC入力が必要なし(任命権者等からのデータに基づき資格喪失を登録)。 国保や家族の扶養に入る等、資格喪失証明書が必要な場合は、本人が紙により支部に申請。 ※所属所は通さなくてよい。支部が申請者に交付。	変更なし	組合員証、有効期間内の「資格確認書」は返納。 「資格情報のお知らせ」、有効期間切れの「資格確認書」は返納不要。
	被扶養者 【マニュアル4】	SSCに被扶養者認定取消申請をする。※就職・収入超過・扶養変更等。 支部で審査後、取消。必要に応じて支部は「資格喪失証明書」を所属所へ送付⇒所属所は申請者に交付。	変更なし	
その他	組合員証等の紛失・汚損 【マニュアル5】	申請者はSSCの再交付申請画面を入力・登録⇒支部は組合員証等を交付し、所属所へ送付⇒所属所から申請者に交付	【変更点】 SSC入力ではなく「紛失届兼資格確認書等交付申請書」を提出。 交付される証が、組合員証等から「資格確認書」になる。 ※マイナ保険証を保有する者も同様式を提出。(保険診療の受診にはマイナ保険証を使用)	「資格確認書」の亡失等の手続も同じ
	「資格情報のお知らせ」の紛失・汚損 【マニュアル5】	申請者は再交付申請書を所属所に提出し、所属所から支部に提出⇒支部は同一内容のお知らせを交付し、所属所へ送付⇒所属所から申請者に交付	手続は変更なし 【変更点】 「紛失届兼資格確認書等交付申請書」を提出。また、再交付するお知らせは、最新の資格情報(氏名変更等)で交付することができる。(ただし、個人番号の下4桁の記載なし)	自身のスマートフォンの「マイナポータル」を提示等して使用することが可能な者は、再交付不要。
	組合員証等の記載事項等変更申告(資格情報の変更、修正等) 【マニュアル6】	氏名変更：申請者は、記載事項等変更申告書に添付書類(変更前の組合員証等、婚姻届受理証明書、戸籍等)とともに、所属所へ提出⇒所属所は支部に提出⇒支部は組合員証等を所属所へ送付⇒所属所は申請者に交付 住所変更：申請者はSSCに情報登録する。⇒支部は組合のシステムに反映させる。	手続は変更なし 【変更点】 組合員証等が「資格確認書」(有効期間R7.12.1まで)になる。マイナ保険証を保有しない者には、経過措置終了までに長期の「資格確認書」を職権交付。 ※申請に長期の「資格確認書」を添付した者には、同じ有効期間の「資格確認書」を交付。	マイナ保険証の保有状況は、医療保険のデータベースの情報で支部が判断。

<p>マイナンバーカードの紛失・汚損</p> <p>【マニュアル7】</p>		<p>該当者は「紛失届兼資格確認書等交付申請書」を所属所を経由して支部に提出⇒支部は短期の「資格確認書」を所属所へ送付⇒所属所から組合員に交付</p> <p>※有効な組合員証及び「資格確認書」を保有する場合、支部への手続不要。(マイナンバーカードの再交付までに保険診療を受けるために「資格確認書」が必要な場合のみ手続要。)</p>	<p>再交付により個人番号が変更になった場合、別途、支部に報告(様式あり)が必要</p> <p>※マイナンバーカード再交付の窓口は市区町村</p>
<p>マイナ保険証の健康保険証利用登録解除</p> <p>【マニュアル8】</p>	<p>申請者は「利用登録の解除申請書」を、所属所を通じて提出(申請者は、経過措置期間中は健康保険証等を使用)⇒経過措置終了までに、支部は長期の「資格確認書」を所属所へ送付⇒所属所から組合員に交付 ※支部は医療保険のデータベースに解除の情報連携を行う。(一定期間後、利用登録が解除される。)</p>	<p>手続は変更なし</p> <p>【変更点】 組合員証等の交付を受けていない者(12月2日以降の新規資格取得者等)には、長期の「資格確認書」を職権で即時交付</p>	<p>有効な組合員証等を亡失している者は、別途再交付申請する。</p> <p>被扶養者は、支部に提出可。</p>
<p>保有するマイナ保険証の利用が困難な方への対応</p> <p>【マニュアル9】</p>		<p>申請者(R6.12.2 以降の資格取得者等)は「資格確認書交付申請書」を所属所に提出⇒支部は長期の「資格確認書」を所属所へ送付⇒所属所から組合員に交付</p> <p>※有効な組合員証等保有者については、経過措置期間終了前(R7.10月頃)から申請受付開始(事前にホームページ等で案内)</p>	<p>高齢者や障がい者等が対象</p>
<p>マイナンバーカードの電子証明書有効期限切れ</p> <p>マイナンバーカードの返納</p> <p>【マニュアル10】</p>		<p>対象者情報については、医療保険のデータベースからの定期的な情報提供により支部において確認</p> <p>⇒①有効な組合員証等保有者には、経過措置終了までに長期の「資格確認書」を所属所へ送付⇒所属所から組合員に交付</p> <p>⇒②有効な資格確認書が無い者(R6.12.2 以降の新規資格取得者でマイナ保険証保有者など)には、長期の「資格確認書」を所属所へ即時送付⇒所属所から組合員に交付</p>	<p>※マイナンバーカード更新(再交付)手続の窓口は市区町村</p>
<p>マイナ保険証を保有しない者に対する、「資格確認書」の職権交付</p>		<p>【初回】医療保険のデータベースは対象者(マイナ保険証を保有しない者)の情報を共済に提供⇒支部は、対象者の長期の「資格確認書」を所属所へ送付⇒所属所から組合員に交付</p> <p>【更新】「資格確認書」は5年以内の有効期限を付すため、支部が期限までに上記の手続きを再度行い、対象者に長期の「資格確認書」を職権交付する。</p>	<p>初回は、経過措置終了(令和7年12月1日)までに交付する。</p>

※各種申請書(様式)は、支部ホームページからダウンロードしてご使用ください。

※「資格確認書」の有効期間：短期は交付日から3か月間を超えた最初の月末を設定

長期は4年を超えた最初の12月末日を設定